

ヘルパーステーション つばさ 重要事項説明書

訪問型サービスA

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者の名称	社会福祉法人 正生会
所在地	〒425 - 0051 焼津市田尻北792番地の1
代表者（職名・氏名）	理事長 石井 紀子
設立年月日	平成12年9月12日
電話番号	054 - 656 - 0656

2. 事業所の概要

事業所の名称	ヘルパーステーション つばさ	
サービスの種類	訪問型サービスA	
事業所の所在地	〒425 - 0051 焼津市田尻北792番地の1	
電話番号	054 - 656 - 0656	
指定年月日・事業所番号	平成29年4月1日指定	2275100234
管理者の氏名	三輪 和子	
通常の事業の実施地域	焼津市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援又は事業対象者の利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問型サービスAは、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など
------	--

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年始（1月1日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前7時00分から午後7時00分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者	常勤1人
訪問事業責任者	常勤1人
介護福祉士	常勤2人、非常勤5人
ホームヘルパー2級 修了者	非常勤2人

7. 訪問事業責任者

訪問事業責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

訪問事業責任者の氏名	三輪 和子
連絡先（電話）	054-656-0656

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(2) 訪問型サービスA

【基本部分】

サービスの内容 ※生活援助のみ (1月あたり)		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (自己負担1割の場合) (=基本利用料の1割) ※(注2)参照
介護予防 訪問介護費Ⅰ	1週間に1回程度の介護予防訪問介護が必要とされた場合	7,606円	761円
介護予防 訪問介護費Ⅱ	1週間に2回程度の介護予防訪問介護が必要とされた場合	15,202円	1,489円

(注1) 上記の基本利用料は、焼津市が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(3) キャンセル料

訪問型サービスは、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

(4) 支払い方法

上記(1)から(2)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引落とし	サービスを利用した月の翌月27日(祝休日の場合は直前の平日)に、あなたが指定する金融機関口座より引き落とします。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター(又は介護支援専門員)及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 1. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

苦情解決責任者	施設長 矢部 貴士
苦情受付担当者	管理者 三輪 和子
電話番号	054-656-0656

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関

焼津市役所 介護保険課	電話番号	054-626-1159
	所在地	焼津市本町2丁目16番32号
静岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情窓口	電話番号	054-253-5590
	所在地	静岡市葵区春日2-4-34

1 2. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、重要事項を説明しました。

事業者 所在地 静岡県焼津市田尻北792番地の1
事業者名 社会福祉法人 正生会
事業所名 ヘルパーステーション つばさ
代表者氏名 理事長 石井 紀子
説明者氏名 印

私は、事業者より重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所 _____
氏名 _____ 印

代理人 住所 _____
氏名 _____ 印
利用者との関係 _____

身元引受人 住所 _____
氏名 _____ 印